

土工（多能工）のための 登録基幹技能者制度の立上げ

活動期間：平成31年1月～令和元年年8月

一般社団法人日本機械土工協会は工事の機械化・近代化や安全の確保、合理化の促進、技能者の育成や福祉の増進等々の事業を通じて建設事業の進歩改善に寄与するとともに、機械土工工事に関する施工技術や労働生産性を向上させ、コストを削減し、より良い建設サービスに努めてまいります。

一般社団法人日本機械土工協会



一般社団法人 日本機械土工協会
Japan Earth Moving Constructors Association

協会概要

一般社団法人 日本機械土工協会

【協会設立の目的】

機械土工（施工法、技術・技能、建設機械器具等をいう。）に関する調査研究等を行い、その成果を普及することにより、国土の利用、整備、保全と市民生活における環境の向上を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

【会員数】

正会員 41社 団体会員 2団体（30社） 支部会員 26社
特別会員 13社 賛助会員 21社 計 103社（団体）

【主な事業（人材確保・教育支援）】

関東圏専門工業担い手確保・育成推進協議会（夢協） 学校キャラバン
厚生労働省 建設労働者緊急育成支援事業（重機オペ／多能工）
特定技能外国人 試験作成団体（建設機械施工／土工）
特定技能外国人 登録支援団体 登録団体
登録機械土工基幹技能者講習実施機関
建設機械施工技術検定試験 準備講習会実施（学科／実地）



一般社団法人 日本機械土工協会
Japan Earth Moving Constructors Association

背景

昭和55年 中小企業近代化促進法に基づき、「土工工事業」の指定業種に指定

昭和59年 「土工工事業のうち建設機械を使用するもの(機械土工工事業)に限る。」と「特定業種」に限定し構造改善事業を進める。

土工職種の近代化や生産性向上が遅れ、社会的・経済的地位の向上が遅れていることは当協会にも原因があると認識

一般社団法人日本機械土工協会
確保、合理化の推進、国内外の技能・技術者の育成や福祉の増進

重機械による「建設機械施工」がいかに進展しようとも、土工なくして工事の完成はない

機械土工工事業に関する施工技術の向上、コストを削減し、より良い建設サービスに努めてまいります。

機械化施工が生産性を高める中で土工の生産性もさらに高めることが必要

より安全に高い品質の構造物を実現するには

土工(多能工)の「基幹技能者」の確保・育成・活用が重要



日本機械土工協会
Japan Earth Moving Constructors Association

経緯

平成30年2月

「キャリアアップシステム」並びに「建設技能者の能力評価のあり方」に「土工」職種を確立するための作業部会
土工職種の必要性の確認、土工職種の定義、地位向上のための検討、能力評価基準の検討

方針：「土工」のための登録基幹技能者を立ち上げる

平成30年8月

土工職の確立に向けた技能開発計画策定委員会
技能開発計画の策定、資格制度、教育内容、評価(認定)基準、処遇等の検討

「土工工事業の確立に向けた技能開発計画」策定

平成30年12月

国土交通省 土地・建設産業局 市場整備課に提出

「登録土工基幹技能者立上げ」に理解をいただく



日本機械土工協会
Japan Earth Moving Constructors Association

活動

2019年1月～ 立上げ委員会の開催

制度検討（事務規程、受講条件、評価基準など）

2019年1月～ 地区合理化委員会（専門工事業社親睦会）での啓蒙

全国の専門工事業社に制度説明、要望事項収集

2019年2月～ 講習委員会、試験委員会の組織化

登録後の制度運営（事務規程、受講条件、評価基準の適正化等）

一般社団法人日本機械土工協会は工事の機械化・近代化や安全の

確保、合理化の推進 ※日建連、全建協などからの委員派遣が必要

2019年4月13日 申請書類提出

等の事業を通して建設業の発展に寄与するとともに、

機械土工工事に関する施工技術や労働生産性を向上させ、

コストを削減し「建設業法施行規則第十八条の三」及び「登録基幹技能者事務の

取扱について（通知）」に基づく申請書類



一般社団法人 日本機械土工協会
Japan Earth Moving Constructors Association

提出資料①土工職とは

とび・土工工事業：ハ) 土砂等の掘削、盛り上げ、締固め等を行う工事
ホ) その他基礎的ないしは準備的工事

土木工事業：総合的な企画・指導・調整のもとに土木工作物を完成させる総合工事業
上記の工事で、複数の資格と相当程度の技能を有し、主体的に各種作業を行うもの（多能工）を土工と定義付けた。

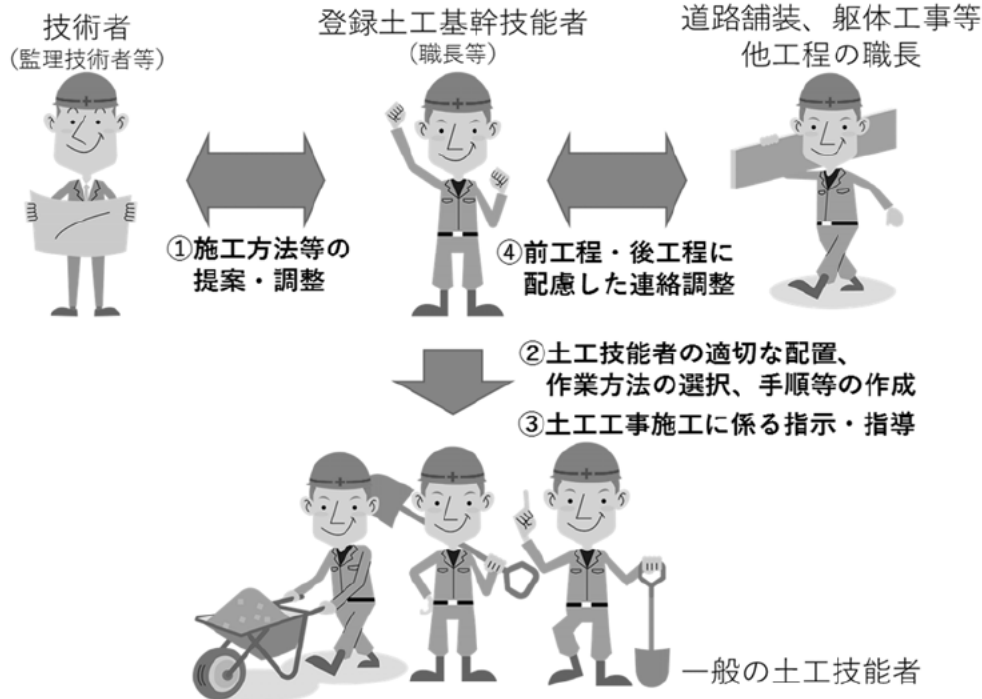
【土工職の概要】

- 重機械を入れることが困難な場所や狭い場所での作業、小規模な工事、きめの細かい施工と高精度な出来形が要求される作業などは土工職が施工する。
- 人力での作業においても、作業条件が許せばベルトコンベアや軽機械などを運転操作し組合せ作業を行い、また工程の進捗に伴いコンクリートの打込み作業など多くの工種の作業を行う多能工の性格を持っている。
- 専門工業者に限らず、県や市町村発注の土木一式工事を請負う元請建設業者が、自社施工を行うために土工職を直接雇用している。
- 重機械による機械化施工作業のみを行う技能者は機械土工技能者であり、対象外である。



提出資料②土工職に求められる技能

- ①とび・土工工事業・土木工事業において、安全で高品質な施工を効率よく行うため、工法を熟知し、現場状況に応じた施工ができる能力
- ②軽機械による伐開、工事用道路の建設をはじめとした準備・基礎的工事から、建築工事にあってはコンクリート打込みに至るまで携わる作業は幅広く、土やコンクリートの状態も機械による施工も理解する多能工的な能力



日本機械土工協会
an Earth Moving Constructors Association

提出資料④登録土工基幹技能者講習のカリキュラム

年2回開催（上期、下期）

講義時間：10時間

試験：60分

2日間

受講料：27,500円（税込）

	時間	講義科目など	科目別内容	講義時間(分)	講師等
第1日目 (土) 講義 360分	9:00 ~	受付			監理者
	9:20 ~	注意事項伝達など			
	9:30 ~	(1) 基幹技能一般知識に関する科目	登録基幹技能者制度の意義と役割	90	
	昼休憩	(2) 基幹技能関係法令に関する科目	土工	60	
			労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	120	
~ 16:50	(3) 建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	施工管理と施工計画 工程管理	60 30		
第2日目 (日) 講義 240分	9:00 ~	受付			監理者
	9:10 ~	(3) 建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	資材管理	30	
	昼休憩		原価管理	60	
			品質管理	30	
	~ 14:30		安全管理	120	
試験	試験				監理者
	14:45 ~ 15:00	試験注意事項説明			
	15:00 ~ 16:00	登録土工基幹技能者講習試験(30問) (試験開始後30分は退出不可)		60	

令和元年度助成

人材開発支援助成金

建設労働者技能実習コース

【経費助成】

最大18,750円/人

(被災3県は25,000円)

【賃金助成】

日額7,600円/人

(建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合8,360円)



日本機械土工協会
Japan Earth Moving Constructors Association

国土建勞第445号
令和元年 8月 5日

登 録 証

建設業法施行規則第18条の3の4の規定により、下記の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録する。

記

名 称	一般社団法人 日本機械土工協会
登録番号	35
所在地	東京都台東区東上野五丁目1番8号
代表者	向井 敏雄
事務所の名称	一般社団法人 日本機械土工協会
事務所の所在地	東京都台東区東上野五丁目1番8号
登録年月日	令和元年 8月 5日
事務開始日	令和元年 8月 5日
有効期限日	令和6年 8月 4日
登録基幹技能者講習の種目	登録土工基幹技能者
令和元年 8月 5日	

国土交通大臣 石 井 啓



今後の進め方

第一回 登録土工基幹技能者講習 開催 (2020年2月予定)

2020年度以降 年2回開催

育成者数目標

2023年度までに 6,300人

2028年度までに 20,100人

土工（多能工）のための登録基幹技能者を立ち上げることは、高度な技能を持つ「土工」を建設生産体形に明確に位置付けること

- 工事の生産性と品質の向上
- 「土工」の社会的・経済的な地位向上

